

岩手県後期高齢者医療広域連合議員選挙選挙長告示第10号

平成20年5月9日に告示した岩手県後期高齢者医療広域連合議員選挙について、規約第7条第2項第1号に規定する市町村長については、候補者の数が選挙すべき議員の数を超えないことから岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第13条第1項の規定により投票は行わない。

平成20年5月30日

岩手県後期高齢者医療広域連合議員選挙

選挙長 川口 展世

